



令和 6 年度 学校教育基本計画



国東市教育委員会

はじめに

—— 国東市学校教育基本計画の策定にあたって ——

超スマート社会（Society5.0）の到来、人口知能（AI）やIoT（Internet of things）などの先端技術の高速な進化によりグローバル化など社会がスピード感をもって変化してきている中、学校教育の環境も新しい生活様式を踏まえた新しい考え方や行動が求められています。

また、今年度より国東高校に「SPACEコース」が新設される等、宇宙への関心が高まる中、宇宙をテーマにした学習における小・中・高の連携も一層求められています。

こうした社会変化や身近な環境の変化の影響が日常生活も含め社会のあらゆる領域に及んでいる中で、子どもたちの成長を支える教育のあり方に寄せる市民の期待は、益々大きくなっています。このような状況の中、私たちは、新しい時代・新しい生活にふさわしい、新たな学校文化を形成していく必要があります。

国東市教育委員会では、めざす教育の姿を「地域の子どもは地域で育てる」教育の里づくり～地域総ぐるみの協育の創造～とし、基本目標を「郷土国東市を誇りとし、夢や希望を抱きながら、「確かな学力」「豊かな力」「健やかな体」を育むための資質・能力を身につけ、主体的にたくましく生きる子どもの育成」としました。この目標を基に、幼児教育から義務教育、そして高校教育をとおして、国東で安心して教育を受けることができ、また夢の実現につなげることができる環境づくりをめざしています。また、そのために必要な質の高い授業づくりに向けて、国東市全体で各種取り組みを進めていきたいと思います。

「令和6年度学校教育基本計画」は、地域住民の意向の、より一層の反映と国東市における教育の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定めた「国東市教育大綱」の基本方針を具現化し、目標達成に向けて、より組織的・計画的・継続的に学校教育の推進を図るため、本市学校（園）教育の方向や施策を明らかにしたものです。特に「組織力」「学力」「体力」「いじめ・不登校・貧困対策」については、より具体的に取り組む内容を示すため、アクションプランとしてまとめました。

本計画に掲げた目標を達成するためには、芯の通った学校組織を構築するとともに、学校運営や児童生徒の課題解決に対して、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を通じて、保護者や地域の方々にも学校運営に参画していただき、学校・家庭・地域それぞれがより主体的に役割を果たしながら連携・協働していくことが必要です。また、就学前と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の接続を重視した一貫性をもった教育を「連携の縦軸」とし、教育及び関係機関と連携した取り組みを「協働の横軸」として位置づけ、各種事業を展開していくことも必要となります。

特に「連携の縦軸」に関しては、小学校及び中学校で確かな学力を身につけ、それぞれの夢や進路に向かって高等学校等につなげていく連携を太くしていきたいと考えています。

今後とも、「くにさきの教育」の確実な推進に対しまして、学校関係者はもとより保護者・地域の皆さんをはじめ、関係機関等のご理解とお力添えをお願い申し上げます。

令和6年4月

国東市教育委員会

教育長 小俣 秀之

目 次

I 国東市教育の基本構想	3
1 めざすべき教育の姿	
2 国東市教育の基本目標	
II 国東市教育の基本計画	4
1 指導方針	
2 指導の重点	
III 学校教育方針・概要	5
IV 指導の重点（具体的な施策）	6
1 目標達成に向けた学校組織の構築	
2 地域とともにある学校づくりの推進	
3 学力向上の推進	
4 豊かな心の育成	
5 体力向上の推進	
V 学校教育主要事業	19
1 主要事業一覧	
2 主要事業内容	
(1) 大分県教育委員会指定・助成事業	
①「未来」を創る学力向上事業に係る授業力向上アドバイザーの配置	
②「未来」を創る学力向上事業に係る小学校教科担任制専科教員の配置	
③「未来」を創る学力向上事業に係る中学校英語教育推進校	
④「未来」を創る学力向上事業に係る小学校英語専科教員の配置	
⑤体力アップおおいた推進事業に係る体育専科教員活用推進校	
⑥体力アップおおいた推進事業に係る中学校体力向上推進校	
⑦スクールカウンセラー配置事業	
⑧地域児童生徒支援コーディネーター配置事業	
⑨人権の「授業づくり」推進事業	
(2) 国東市独自事業	
①特別支援教育支援員配置事業	
②学習支援教員配置事業	
③不登校支援・教育支援センター事業	
④学力向上支援事業（国東市学力調査）	
⑤G T E Cによる中学校英語4技能調査	
⑥外国語指導助手設置事業	
⑦人権教育推進事業	
⑧コミュニティ・スクール推進事業	
⑨スクールソーシャルワーカー配置事業	
⑩外国語活動推進事業	
⑪放課後英語学習事業	
⑫放課後学習塾事業	
⑬I C T教育推進事業（第2期）	
⑭部活動支援事業	
⑮教育の里づくり事業に係る宇宙関連学習	
⑯幼児教育アドバイザー事業	
⑰キャリア教育充実事業	
⑱学力チャレンジアップ事業	
〈関係資料〉 くにさきっ子学習十ヵ条	

I 国東市教育の基本構想

1 めざすべき教育の姿

国東市の将来を考えた時、未来を担う子どもたちの人づくりが何よりも重要です。また、人づくりにおいて教育の果たす役割の大きさは、今も昔も変わりません。一方で、社会の情勢は、豊かな時代を迎えるとともに、知識・情報・技術をめぐる変化の早さが加速度的となり、特にA IやI o Tなどの急速な技術の進展やグローバル化等、社会的変化が人間の予測を超えて進展するようになってきています。また、コロナ禍における学校運営の知識や経験を共有知として、今後の教育活動につなげていくことも求められています。

こうした社会の変化を見据えながら新たな教育のあり方を展望し、学校（園）、家庭、地域そして行政がそれぞれの役割をしっかりと果たし、相互に協働して教育問題に取組むことが一層求められています。行政が地域の教育に責任をもち、子どもは学校（園）・家庭・地域で協働して育てていき、学校（園）教育は地域とともに創っていくといった、「地域の子どもは地域で育てる」教育の里づくりをめざしていかなければなりません。

時代の流れや子どもを取り巻く状況などを踏まえながら、次代を担う子どもたちが心豊かにたくましく育つことができるよう、国東市の学校教育を組織的・計画的に推進していかなければなりません。

2 国東市教育の基本目標

国東市の学校（園）は、地域のコミュニティとして、また教育機関として家庭や地域の要請に応じ、主体的な判断と責任のもとに開かれた特色ある学校（園）づくりに取り組んでいます。

各学校（園）の創意工夫した取組により一定の成果を上げていますが、学力、体力における学校間の格差、いじめ・不登校の問題等、課題が残されているのも事実です。

私たち教育に携わる者は、市全体や各学校の実態を真摯に受け止め、これから社会を担う幼児児童生徒が将来にわたって主体的、創造的に生きていくために、生涯にわたる生きる力の基盤となる「確かな学力」や「豊かな心」「健やかな体」を育成するとともに、学校・家庭・地域及び行政が自らの役割と責任を果たしつつ協働して子どもたちを育成していくことが必要です。

また、国東市においても学習指導要領の「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成をめざすため、具体的な手立ての確立に努めなければなりません。

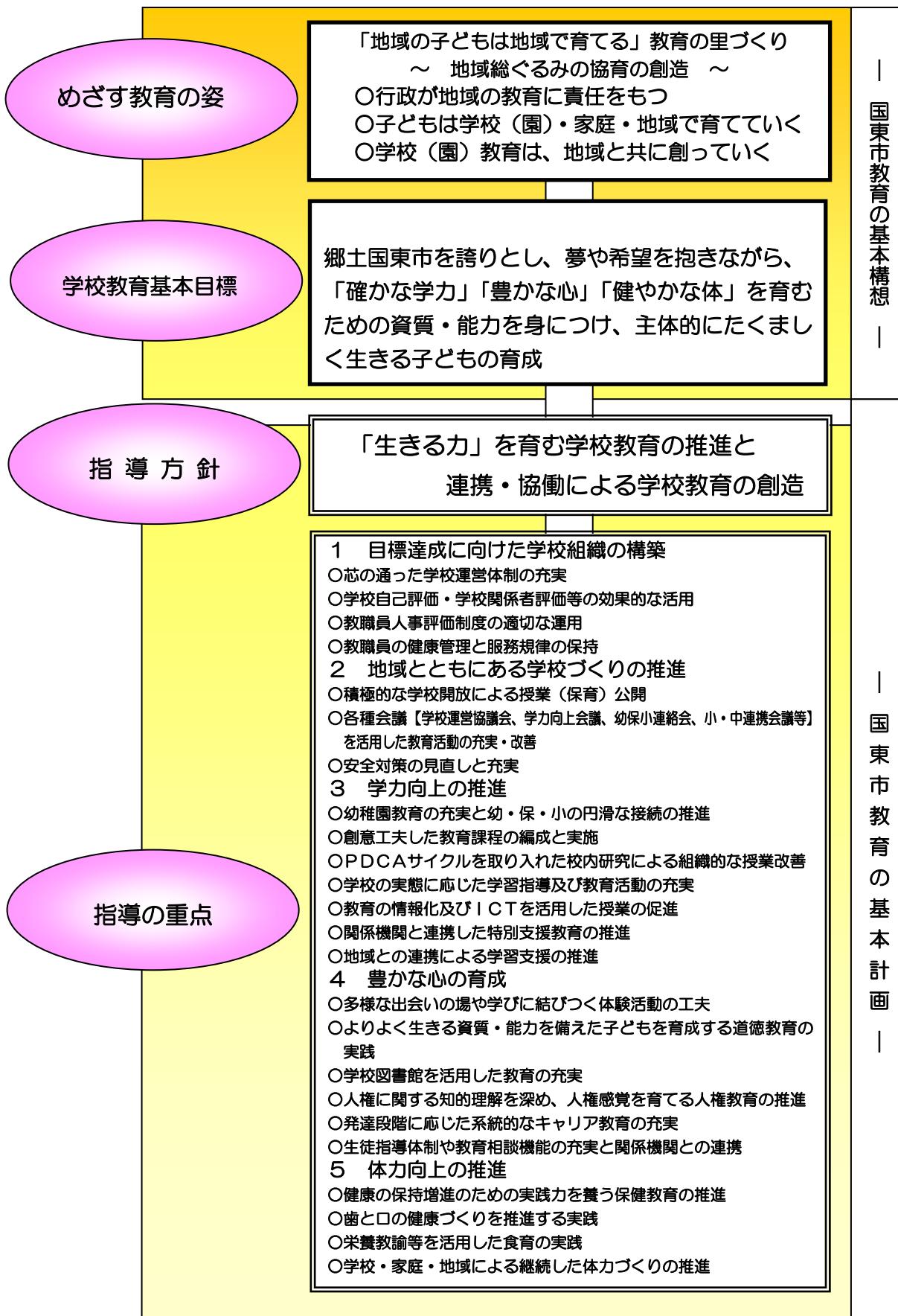
そこで、学校教育の基本目標を次のように設定することとします。

めざす子ども像

- 知識・技能を活用し、自ら考え、判断・表現し、よりよく問題を解決する子ども
- 豊かな人間性を身につけ、郷土国東市を愛し、そのよさを継承・発展させる子ども
- 運動に親しみ、望ましい食習慣を身に付け、健康を保持増進し、たくましく生きる子ども

	知識・技能の習得	思考力・判断力・表現力の育成	学びに向かう力、人間性等の涵養
確かな学力 (知)	○基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得	○知識及び技能を活用して課題を解決する力 ○自分の考えを持ち、他者に伝えられる力 ○他者の考え方から自分の考え方を広げ、深める力	○学んだことを他の教科や日常生活に進んで生かそうとする態度 ○自分のよさを生かし多様な人々と協働を図る態度
豊かな心 (徳)	○郷土国東市の先人の生き方、自然、伝統文化の理解 ○豊かな日常生活を送るための判断基準の形成	○物事を多角的・多面的に考え、自己の生き方について考え方を深める力	○決まりを守り、思いやりをもって他者と連携・協働しながら目標に向かって挑戦していくことのできる態度
健やかな体 (体)	○健康・安全についての理解と運動の特性に応じた基本的な知識及び技能の習得	○運動や健康についての課題を見出し、合理的な解決に向けて思考・判断し、他者に伝える力	○生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上をめざし、豊かな生活を営もうとする態度

II 国東市教育の基本計画



III 令和6年度学校教育方針・概要

令和6年度 学校教育方針 国東市教育委員会 「地域の子どもは地域で育てる」教育の里づくり～地域総ぐるみの協育の創造～

学校教育基本目標

郷土国東市を誇りとし、夢や希望を抱きながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むための資質・能力を身につけ主体的にたくましく生きる子どもの育成

めざす子ども像

- 知識・技能を活用し、自ら考え、判断・表現し、よりよく問題を解決する子ども
- 豊かな人間性を身につけ、郷土国東市を愛し、そのよさを継承・発展させる子ども
- 運動に親しみ、望ましい食習慣を身に付け、健康を保持増進し、たくましく生きる子ども

	知識・技能の習得	思考力・判断力・表現力の育成	学びに向かう力、人間性等の涵養
確かな学力 (知)	○基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得	○知識及び技能を活用して課題を解決する力 ○自分の考えを持ち、他者に伝える力 ○他者の考え方から自分の考え方を広げ、深める力	○学んだことを他の教科や日常生活に進んで生かそうとする態度 ○自分のよさを生かし多様な人々と協働を図る態度
豊かな心 (徳)	○郷土国東市の先人の生き方、自然、伝統文化の理解 ○豊かな日常生活を送るための判断基準の形成	○物事を多角的・多面的に考え、自己の生き方について考え方を深める力	○決まりを守り、思いやりをもって他者と連携・協働しながら目標に向かって挑戦していくことの態度
健やかな体 (体)	○健康・安全についての理解と運動の特性に応じた基本的な知識及び技能の習得	○運動や健康についての課題を見出し、合理的な解決に向けて思考・判断し、他者に伝える力	○生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上をめざし、豊かな生活を営もうとする態度

指導方針

「生きる力」を育む学校教育の推進と連携・協働による学校教育の創造

学力向上の推進

- 指導内容の精選や教科の横断的構想等の創意工夫した教育課程の編成と実施
- PDCAサイクルを取り入れた校内研究による組織的な授業改善
- 学校の特色を生かした学習指導及び教育活動の充実
- 1人1台端末等のICTを活用した授業の促進
- 地域との連携による学習支援の推進

豊かな心の育成

- 多様な出会いの場や学びに結びつく体験活動の工夫
- よりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成する道徳教育の実践
- 人権に関する知的の理解を深め、人権感覚を育てる人権教育の推進
- 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の充実
- 生徒指導体制や教育相談機能の充実と関係機関との連携

体力向上の推進

- 健康の保持増進のための実践力を養う保健教育の推進
- 歯と口の健康づくりを推進する実践
- 栄養教諭等を活用した食育の実践
- 学校・家庭・地域による継続した体力づくりの推進



地域とともににある学校づくりの推進

学校・家庭・地域が目標・ビジョンの達成に向けて協働する
主体的な学校運営協議会の活性化

目標達成に向けた学校組織の構築

- 芯の通った学校運営体制の充実
- 学校自己評価・学校関係者評価等の効果的な活用
- 教職員人事評価制度の適切な運用
- 教職員の健康管理と服務規律の保持
- 学校における働き方改革の推進

国東市の求める教職員像：品性 追究 自立

IV 指導の重点（具体的な施策）

1 目標達成に向けた学校組織の構築

■ 芯の通った学校運営体制の充実

運営体制の確立

- ・学校の教育目標の具現化に向けて、児童生徒が自己実現を図るために必要な力を身につけるため、学校の教育目標を見つめ直し、目標達成のために一番必要となるものを「育成を目指す資質・能力」に位置付けます。
- ・学校の喫緊の課題を児童生徒の実態から十分検討した上で、育成すべき資質・能力に照らし合わせて重点目標や各種指標の設定を行います。
- ・教職員が、組織的に取り組むことにより、児童生徒が変容し、重点目標達成に近づくことがイメージできる具体的な頻度等を書き込んだ取組指標を設定します。
- ・検証に当たっては、客観的なデータを用いて取組指標に基づく取組状況の確認や達成指標に基づく達成状況の確認を行った上で、指標の妥当性を検証しつつ、重点目標達成に近づく改善方策を月1回または学期に1回のスパンで繰り返し検証し、取組指標、重点的取組、達成指標を改善していきます。
- ・校長のリーダーシップの下、主任制度・主任手当の趣旨を踏まえ、ミドルリーダーたる主任等が管理職と他の教職員を繋ぐ役割を担うとともに、運営委員会等を通じて分掌間の連携を密にしながら校長のリーダーシップを支える学校運営体制を構築します。また、それぞれの重点目標の達成を担う主任等を明らかにし、年度当初にミッションを与えることにより責任を明確にします。
- ・意思決定がより効果的・効率的に行われるよう、運営委員会や職員会議で扱う議題の整理や職員会議によらない周知・徹底の工夫を行います。また、見通しをもって計画的な取組ができるようにスケジュール化を図ります。

■ 学校自己評価・学校関係者評価等の効果的な活用

評価の活用と公開

- ・各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校としての組織的・継続的な改善を図ります。
- ・そのために、学校評価の4点セット（重点目標・達成指標・重点的取組・取組指標）を設定するとともに、短期（1ヶ月・学期）で取組状況や達成状況を評価し、検証と改善を繰り返し、目標達成をめざします。
- ・各学校（園）は、自己評価及び学校関係者評価の実施とその効果的な活用を行います。また、その結果をホームページ等で積極的に公開したり、学校運営協議会等で説明したりすることにより、適切に説明責任を果たします。
- ・国東市学校教育基本計画に沿った診断的な点検評価を行います。

■ 教職員人事評価制度の適切な運用

個人目標の設定

- ・教職員評価システムに基づき、学校の重点目標や、所属する学年、教科、分掌等の目標を踏まえて教職員それが自己目標を設定し、それがその目標に向かって努力することで学校の教育目標の達成を図ります。
- ・目標管理においては、達成状況や業務遂行上のプロセスなどを分析することで新たな教育課題の抽出や効果的な実施方法の発見により、更なる子どもの力の向上に向けた次の目標を設定することができるとともに、やりがいと使命・責任感を持って職務に取り組もうとする教職員自身の意識を醸成します。
- ・教職員の人材育成や業務上の教育課題や目標などを共有することを目的に、被

適切な評価

評価者と評価者による個別面談を定期的に行います。

- ・人事評価の着眼点に沿った授業評価シートを作成し、授業観察等を計画的に行い、人事評価の資料として活用しつつ、適切な指導を行うとともに職員間のコミュニケーションの充実に努め信頼関係の構築を図ります。
- ・年度当初、主任をはじめ教職員にミッションを伝えるとともに、年度途中の進捗管理に当たり、面談等を通して適時適切に指導・助言を行います。

■ 教職員の健康管理と服務規律の保持

健康管理

- ・「超過勤務縮減に向けた取組提言」をもとに、学校の安全衛生委員会においてストレス診断テスト結果や日常の勤務の課題について協議し、効率的で働きやすい労働環境となるよう改善を図り、健康でやりがいのある職場づくりをめざします。
- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保するため、専門スタッフ・外部人材の活用や学校が担うべき業務の精選・効率化を図り、学校における働き方改革に努めます。
- ・全学校の重点目標に働き方改革の目標を位置づけ、目標達成に向けて全職員で取り組みます。

服務規律の保持

- ・学校教育に対する市民からの信頼を得るため、服務規律遵守の研修や日常の啓発を行い、教育公務員としての高い倫理観の育成を図るとともに教職員の不祥事根絶に取り組みます。

指 標	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
学校において、安全衛生委員会を定期的に（2カ月に1回以上）開催し、取組の改善を図った学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
学校評価の4点セットにおける働き方改革の重点目標が達成できた学校の割合	69.2%	90.9%	100%	100%	100%
教務主任及び学年主任が各教職員の自己目標の設定時や年度途中の進捗管理に当たり、面談等を通して適時適切に指導・助言を行った学校の割合	未	81.8%	100%	100%	100%

2 地域とともにある学校づくりの推進

家庭地域との連携

- ・学校の教育目標（重点目標）達成のため、学校・家庭・地域が果たす役割を明確にしながら、一定の権限と責任（学校運営の基本方針の承認・学校運営に対する意見表明・教職員の任用に対する意見表明）を行使して学校運営に参画し、主体的に連携・協働した取組を行うための学校運営協議会を定期的に開催します。また、家庭・地域の取組については、保護者や地域住民が主体的に決定し取り組みます。
- ・学校（園）の情報を保護者や地域に提供する「学校（園）だより」等の発行やホームページの更新を定期的に行います。

- ・市広報担当部局をはじめ各種報道機関を活用し、各園・学校の情報を発信します。
- ・保護者等の授業（保育）参観や保護者懇談等で、情報交換の場を積極的に設定します。
- ・地域行事や地域でのボランティア活動、各種公民館活動等に児童生徒が参加するよう、積極的に働きかけを行います。
- ・「教育の里づくり」の集いに参加し、各学校の取組を発信します。

■ 各種会議【学校運営協議会、学力向上会議、幼保小連絡会、小・中連携会議等】を活用した教育活動の充実・改善

各種会議の活用

- ・学校運営協議会を年4回以上開催し、学校運営や教育活動に反映させる体制づくりを行うとともに、学校運営協議会での協議結果や学校運営協議会を通じた活動の様子を地域住民に積極的に提供するよう努めます。また、学校運営協議会に協育コーディネーターの参画を図ります。
- ・各学校における年2回の学力向上会議（8月・2月）の実施と、幼・保・小・中の円滑な接続のため小学校ブロックでの幼保小連絡会（定期的開催）や中学校ブロックでの小・中連携会議（年3回）を実施します。

■ 安全対策の見直しと充実

安全対策

- ・危機管理の充実と徹底に向けた「危機管理マニュアル」の作成と検証を行います。
- ・要配慮者利用施設における洪水・土砂災害時の避難確保計画の作成と検証を行います。
- ・安全教育、防災教育の計画をもとに各種訓練を行います。
- ・通学路の点検と安全マップの充実・改善を図ります。
- ・「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に沿って、自転車交通安全教育や、児童生徒に乗車用ヘルメットの着用その他の安全上の措置に関する指導を行います。
- ・「子ども連絡所」「防犯ブザー」「反射タスキ」の確認・点検及び活用を積極的に行います。
- ・スクールガード（学校安全ボランティア）の活用を促進します。
- ・各学校に「防災教育コーディネーター」を配置し、学校教育活動全体を通じて防災教育を推進するとともに、平常時においても通学路の安全や災害時の避難経路等について地域と連携を深めていきます。

地域との連携

指 標	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
学校・家庭・地域が果たす役割を明確にしながら、一定の権限と責任を行使し、主体的に取組を行うための学校運営協議会を年4回以上開催した学校の割合	100%	90.9%	100%	100%	100%
学校運営協議会に協育コーディネーターの参画を図った学校の割合	45.5%	63.6%	100%	100%	100%

3 学力向上の推進

■ 幼稚園教育の充実と幼・保・小の円滑な接続の推進

教育の充実

- ・幼稚園教育の基本を踏まえ、幼稚園教育で育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）を、児童の発達の実情や興味・関心等を踏まえながら、教育活動全体を通して育みます。
- ・「幼稚園教諭等研修会」や「くにさき地区教育研究会・教育課程研究協議会幼稚園部会」を充実させ、教職員の資質向上を図り、研修内容を日常の教育に生かしていきます。
- ・幼稚園教育要領の理念の下、「くにさき地区教育研究会・教育課程研究協議会」の成果を生かした教育課程を作成します。また、児童教育の質の向上を図るために学校関係者評価、カリキュラムマネジメントの推進を図ります。
- ・大分県児童教育センターの「児童教育スーパーバイザー」を積極的に活用し、指導・支援の在り方について研修を深めます。
- ・「児童期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を幼・保・小で共有する等連携を図り、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図ります。
- ・幼・保・小の交流活動の充実を図り、教職員間における相互交流を促進します。また、幼・保・小の連携を重視した「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」をよりよいものに見直し、実践します。
- ・就学前教育の重要性を鑑み、保育所・認定こども園との連携を深めます。また、保育所・認定こども園の要請に応じて、園内研修等で国東市児童教育アドバイザーや指導主事による指導・支援を行います。
- ・就学前教育の連携の横軸として、市内幼稚園の研修や園内保育研究会（要請訪問）時に、保育所・認定こども園に参加を呼びかけ、相互の研修の場とします。

幼・保・小の連携

■ 創意工夫した教育課程の編成と実施

教育課程編成

- ・児童生徒の実態、保護者や地域社会の要請、社会の変化に対応した特色ある教育課程の編成に取り組みます。小学校・義務教育学校1年生は、幼保からの段差をなめらかにするため、生活科を中心に「スタートカリキュラム」を作成し実践します。
- ・中1ギャップ解消、問題行動の未然防止のための中学校における「スタートプログラム」、小学校における「アプローチプログラム」をよりよいものに見直し、実践します。
- ・宇宙に関する学習を教育課程に位置づけ、宇宙への关心や理解を高めるとともに、学習の成果を地域社会へ発信します。（指定校：令和6年度5校）
- ・各教科・特別の教科 道徳・外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間の適正な授業時数を確保します。また、学校の教育目標に基づくそれぞれのねらいや育てたい力を明確にし、内容の充実に努めます。

授業時数の確保

■ PDCAサイクルを取り入れた校内研究による組織的な授業改善

授業の改善

- ・「新大分スタンダード」を共通の土台とし、児童生徒の実態、各校の研究、教

科の特質等を踏まえた具体的な実践を図り、授業の質の向上を図ります。

- ・学力向上プランに授業改善テーマ・授業改善の重点・取組内容・取組指標・検証指標を明確に位置づけ、日常の授業実践において取組を進めます。
- ・校内研究および教科部会において、授業改善の重点的取組として、全員が以下の内容に取り組みます。

PointA 児童生徒の解決意欲を促す課題の設定（課題提示前後の丁寧な見取りり）

PointB 子どもの思いや考えが、聞こえる・見える振り返り

- ・「全国学力・学習状況調査」、「大分県学力定着状況調査」、「国東市学力調査」、「G T E C調査（中学校英語）」「定期考査」、「単元テスト」「受験者から提供された高校入試結果」の分析を行い、課題を明確にします。それをもとに、「学力向上プラン」を作成し、P D C Aサイクルによる組織的な取組を行います。また、「全国学力・学習状況調査」、「大分県学力定着状況調査」、「国東市学力調査」で、全国や県の平均を上回るとともに、同一集団経年比較において前年度の偏差値を上回るように取り組みます。特に、正答率50%以下の児童生徒の割合を減少させます。

指導の工夫

- ・全員が参加し、楽しく「わかる」「できる」授業をめざし授業の工夫と個別の指導・支援に取り組みます。
- ・各教科等の特質に応じた見方・考え方の育成をめざし、興味・関心をもとに学習課題を選択し、追究しながら深めていく学習の充実に努め、学びに向かう力の向上をめざします。また、生徒指導の3機能を生かした問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた授業展開の工夫を行います。
- ・基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、知識・技能を活用する多様な学習活動を充実させるとともに、言語活動を取り入れた学習を構築し、思考力・判断力・表現力等を伸ばし「確かな学力」を育みます。
- ・各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動を重視するために、教科書だけでなく1人1台端末や様々なICT教材の活用推進を図ります。
- ・毎学期末に児童生徒による授業アンケートを実施し、児童生徒が授業について感じていることを授業改善に反映させます。
- ・全市統一した学習のきまり「くにさきっ子学習十ヵ条」を、児童会・生徒会の取組と連動させるなど学習規律の向上に努めます。
- ・各学校の校内授業研究会（要請訪問）の公開・小学校教科担任制専科教員・体育専科教員等の各種公開授業に積極的に参加し、参考になる点を日常実践につなげます。
- ・授業力向上アドバイザーは、新採用2、3年目の教員を定期的に訪問し、それぞれの校内研究と連動しながら授業力向上や学級経営力向上等についてアドバイスを行い、キャリアステージに応じた指導力の向上を図ります。
- ・「研究主任会」を開催し（5月、8月、2月）、具体的取組の徹底を図ります。
- ・管理職は、定期的に授業観察を行い、事後の指導を通して、教員一人ひとりの授業の質の向上を図り、授業力向上アドバイザーと歩調を合わせながらキャリアステージに応じた授業力を育成します。
- ・管理職による日常的な授業観察をサポートするために、指導主事が授業観察サポートとして各学校を訪問・授業観察を行い、指導内容を管理職と共有します。
- ・国東市の幼稚園、学校教育の充実・発展、振興を図るために「くにさき地区教育研究会・教育課程研究協議会」へ主体的に参加し、教育課程等の研究を深めます。
- ・中学校の教員は、中学校教科研修協議会（年3回）へ主体的に参加し、教科に

研修参加と授業実践

関する実践的指導力の向上を図ります。

- ・児童生徒の実態を踏まえた具体的な研究内容に沿った授業の実施を行います。また、校内研究会等を通して一人一提案授業（一般授業可）、互見授業に積極的に取り組みます。
- ・キャリアステージに応じたフォローアップ研修・キャリアアップ研修や各研究会へ積極的に参加します。
- ・年間1回以上指導主事の招聘を行い、授業（保育）提案及び校内（園内）研究の活性化を図ります。
- ・「学力向上プラン」に基づき、学校・家庭・地域社会に学力に関する情報を発信するとともに、学校だけでなく家庭や地域の取組内容・取組指標を設定することにより役割と責任を明確にし、協働して学力向上に取り組みます。
- ・児童生徒の発達段階に応じ「家庭学習の手引き」を作成し、家庭と協働しながら基本的生活習慣や学習規律の育成を図ります。

指導主事の活用

協働による教育

■ 学校の実態に応じた学習指導及び教育活動の充実

学習指導の工夫

- ・習熟度別指導（少人数指導）・T T指導・小学校教科担任制など各学校の実態にそって、個に応じた指導体制の工夫改善を一層推進します。
- ・複式学級においては、効果的な教師の「わたり」や学習展開の「ずらし」を生かした授業の工夫を行います。
- ・朝の帯時間や特設時間を設置し、学力向上のため個に応じた学習時間の確保を行います。
- ・児童生徒の自己評価、相互評価による自己学習力の育成を目指し、授業における振り返りの時間の確保を行うとともに、授業のねらいに連動した評価規準の設定を行います。

学習評価の工夫

■ 教育の情報化及びICTを活用した授業の促進

ICT機器の活用

情報モラル・セキュリティー

- ・G I G Aスクール構想による1人1台端末の有効な利活用について各学校で創意工夫し、教科指導の中で1人1台端末を活用した授業を積極的に行います。
- ・教育委員会主催の情報教育研修に参加し、1人1台端末の具体的な活用方法を研修することで積極的な活用につなげます。
- ・プログラミング教育について、校内での教職員研修を推進します。
- ・A I ドリル等の機能がついた1人1台端末の持ち帰りによる家庭学習への活用を促進します。
- ・不登校及び病気療養中の児童生徒等の学ぶ機会を確保します。
- ・情報活用能力育成のため、情報教育を年間指導計画に位置付けます。情報手段の活用に当たっては、ICT サポーターを活用した情報モラル教育を一層推進し、望ましい情報社会の創造に参画する態度を育成します。また、保護者向けの情報モラル講演会等の機会をもち、保護者への啓発を行います。さらに、個人情報の管理やウイルス対策等の情報セキュリティーの徹底を図ります。

■ 関係機関と連携した特別支援教育の推進

組織・計画づくり

- ・校務分掌に「特別支援教育コーディネーター」を位置付け、組織的・効果的な教育支援を行うために、校内委員会を設置します。また、一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じ、合理的配慮の合意形成、提供、評価、引き継ぎを行っていきます。

- ・障がいの状態や特性に応じたきめ細かな指導を行うため、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成し、学期ごとに見直しを行います。また、関係機関との連携が必要な児童生徒には「個別の教育支援計画」を策定し、活用します。なお、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」には、合理的配慮の内容を明記します。
- ・特別支援教育に対する理解を深めるため「個別の指導計画」推進教員と連携した校内研修の充実を図ります。
- ・特別支援教育支援員が配置された学校は、児童生徒への適切な支援の在り方等について、担任の責任において情報共有や支援方針に基づく具体的な支援に関する打合せ等を行い、効果的な活用ができるよう校内体制を整えます。
- ・特別支援学校コーディネーターによる巡回教育相談等を活用し、教育相談や就学指導の充実を図り、学習指導に反映させます。また、保健・福祉部局による5歳児相談会や園・放課後児童クラブ等の巡回訪問等、関係機関との連携を通して、児童生徒の学習面や行動面等の困難の早期把握、組織的対応を推進します。

関係機関との連携

■ 地域との連携による学習支援の推進

地域人材の活用

- ・学校、家庭、行政の役割と責任を円滑に遂行するために「教育の里づくり」の集いを開催します。
- ・「国東市協育ネットワーク事業」を活用し、協育コーディネーターと連携して地域の人材を活用した学習を推進します。また、児童生徒一人一人に応じた補充学習を行うため、「学びの教室」「学び塾」と連携を図るとともに、より多くの児童生徒が参加するよう働きかけます。

指 標	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
スタートカリキュラム・アプローチカリキュラムを小学校と幼稚園が連携して作成し、実践と見直しを行っている学校	100%	100%	100%	100%	100%
幼稚園における学校関係者評価を実施している園の割合	100%	100%	100%	100%	100%
スタートプログラム・アプローチプログラムを中学校と小学校で共有し、自校のプログラムの実践と見直しを行っている学校	未	未	100%	100%	100%
全国学力・学習状況調査において、市平均正答率が全国平均正答率を上回った教科の割合	小：3 / 3 (100%) 中：1 / 3 (33.3%)	小：2 / 2 (100%) 中：1 / 3 (33.3%)	小：2 / 2 (100%)	小：3 / 3 (100%) 中：3 / 3 (100%)	小：2 / 2 (100%) 中：2 / 2 (100%)
大分県学力定着状況調査において、市平均正答率が全国平均正答率を上回った教科項目（知識・活用）の割合	小：6 / 6 (100%) 中：7/10 (70%)	小：6 / 6 (100%) 中：8/10 (80%)	小：6 / 6 (100%) 中：9/10 (90%)	小：6 / 6 (100%) 中：10/10 (100%)	小：6 / 6 (100%) 中：10/10 (100%)
国東市学力調査において、市平均正答率が全国平均正答率を上回った教科項目（知識・活用）の割合	小：29/30 (96.7%) 中：12/30 (40%)	小：26/30 (86.7%) 中：16/30 (53.3%)	小：29/30 (96.7%) 中：19/30 (63.3%)	小：30/30 (100%) 中：22/30 (73.3%)	小：30/30 (100%) 中：25/20 (83.3%)

「くにさきっ子学習十ヵ条」のきまりが守れた児童生徒の割合	89.5%	88.8%	90%	95%	100%
授業がわかると感じている児童生徒の割合	90.8%	91.3%	93%	95%	97%
要請訪問等の公開授業において、授業改善の重点的取組をふまえて指導案を作成し、実践した教員の割合	93.4%	96.9%	100%	100%	100%
毎時間努力を要する状況の児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒への手立てを講じている教員の割合	85.4%	98.4%	100%	100%	100%
日常的に問題解決的な展開の授業を実施している教員の割合	88.5%	92.1%	94%	95%	97%
キャリアステージに応じた授業力向上のために、授業力向上アドバイザー等と連携しながら、管理職による定期的な授業参観や事後の指導を行った学校の割合	未	未	80%	90%	100%
A I ドリル等の機能がついた1人1台端末の持ち帰りによる家庭学習への活用を行っている学校の割合	90.9%	56.8%	100%	100%	100%
支援の必要な児童生徒の「個別の指導計画」を作成し、学期ごとに見直しをしている学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
関係機関との連携が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%

4 豊かな心の育成

■ 多様な出会いの場や学びに結びつく体験活動の工夫

交流活動

- ・異年齢・異世代、また他校種・他地域との「ひと・こと・もの」との交流を学習に取り入れます。

郷土学習

- ・世界農業遺産についての学習を行い、郷土の持つ自然資源や伝統文化のすばらしさを探していくことにより、循環型の農業システムを持続していくこうとする心情や郷土を愛する心を育てます。
- ・国東市の自然・文化・産業・行事等について「歴史体験学習館（弥生のムラ）」や「三浦梅園資料館」「梅園の里」「山渓偉人館」「国見ふるさと展示館」、資料「ふるさと国東の偉人伝」「世界農業遺産 国東半島・宇佐の農林水産循環」「くにさき漫画偉人伝」「『くにさき学』副読本」等を積極的に活用し、郷土の歴史や文化を大切にする意識の醸成を図ります。

■ よりよく生きる資質・能力を備えた子どもを育成する道徳教育の実践

計画・実践

- ・学校の教育目標に基づいて、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に全教職員が協力して道徳教育を展開します。
- ・教育課程の編成にあたっては、道徳教育の重点目標を設定し、指導の重点項目

や方針を明確にした道徳教育の全体計画と「特別の教科 道徳」の年間指導計画の作成・実施及び授業時間の確保を行います。

- ・地域の先人の生き方、自然、伝統文化といった題材や地域人材等を活用し、指導方法の充実を図ります。
- ・「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通して豊かな道徳性を育む体験活動に取り組みます。

■ 学校図書館を活用した教育の充実

環境の整備

- ・第3次国東市子ども読書活動推進計画(令和6年度～令和10年度)をもとに、図書館の活用を図ります。
- ・児童生徒が自発的・主体的に調査等の学習活動ができるよう情報の収集・選択・活用ができる環境づくりを行います。
- ・児童生徒が読書の楽しさに気付き、読書習慣が身につくように朝読書や読み聞かせなど、静かに読みふける時間や場を設けます。
- ・各教科・領域の授業と学校図書の活用をつなぐ授業づくりに取り組みます。各教科等の年間指導計画に図書館を活用する授業を位置付け、学校図書館司書と教職員が連携し、授業に必要な図書資料を準備できる校内体制をつくります。
- ・各学年の国東市「お薦めの本」(20冊)を始めとする優良図書の読書活動を推進します。

図書館活用授業

計画・実践

- ・部落差別解消をはじめとするあらゆる人権的課題の解消に向けた「教育推進基本方針・基本計画」「園・学校人権教育指導方針」をもとに、校長のリーダーシップの下、人権教育主任を中心とした取組の推進を図ります。
- ・自分の大切さとともに他の人の大切さも認める子どもを育成するため、個別の人権課題をはじめ、生活の中での課題を取り入れた系統的な年間指導計画を作成します。
- ・重点的に取り組む人権課題「子どもの人権」「障がい者の人権」「部落差別の問題」「インターネットなどによる人権侵害」「性的少数者の課題」の5課題については必ず年間指導計画に位置づけ、計画的に実施します。
- ・人権教育推進事業によるブロック別人権公開授業を実施し、人権の「授業づくり」について研究を深めます。
- ・人権教育の具体的手法や体験的参加型学習を取り入れ、実践的な意欲や態度技能を育成します。
- ・部落差別の問題の認識をより深めるために人権教育・部落差別解消推進専門員を招聘し、校内人権教育研修の活性化を図ります。
- ・新採用者等が積極的に部落問題学習の実践が行えるよう部落差別の問題についての研修を実施します。
- ・2学期に保護者を対象とした人権講演会を実施し、人権課題について保護者啓発を行います。
- ・人権教育を推進するために「人権教育主任研修会」を開催(5月・1月)し、学習を深めます。
- ・人権教育フィールドワークに参加し、人権教育に関する基礎的事項及び現代的課題について学ぶとともに、人権教育を推進する指導者として必要な資質の向上を目指します。

■ 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の充実

計画と実践

- ・児童生徒が、将来、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現するための力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、学校の教育活動全体でキャリア教育を行います。
- ・学校の教育目標に基づいて、キャリア発達に関わる4つの基礎的・汎用的能力（「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」）を明確にしたキャリア教育全体計画や年間指導計画を作成します。
- ・「勤労観」「職業観」の育成を目指し、児童生徒の発達段階に応じた系統的指導の工夫を行います。各小学校では職場見学、各中学校においては、これまでの職場体験学習の成果を生かし、地域や事業所と連携した社会・職場体験学習に積極的に取り組みます。
- ・キャリア教育の視点に立った講師を招聘し、講演会を開催することにより、「勤労観」「職業観」を育成するとともに、見通しを持った進路選択や夢の実現のための意欲を喚起する取り組みを行います。
- ・児童生徒に自己の将来の夢や希望、「勤労観」「職業観」の変容及び成長を振り返らせ、キャリア形成を促していくことを目的とした「キャリア・ノート」を活用します。

■ 生徒指導体制や教育相談機能の充実と関係機関との連携

計画と実践

<未然防止>

- ・校長のリーダーシップの下、生徒指導主事（生活指導主任）を中心とし全教職員が一致協力した生徒指導体制の充実を図り、生徒指導の機能を活かした学級経営と学習指導の充実を図ります。
- ・h y p e r - Q U を活用し、児童生徒及び学級の状況を多面的、多角的に理解し、個に応じた対応及び学級の状況に応じた対応を図るとともに、情報を共有し、組織的に学びに向かう集団づくりに取り組みます。
- ・児童生徒一人一人が持つ様々な問題や学習上の悩みの相談にあたたかく応じます。
- ・児童生徒が、意欲的に学習に取り組んだり、学習に対する不安が減少したりするよう、児童生徒の実状に即した指導方針を打ちだします。また、「わかる授業」や、一人一人の児童生徒の主体性を引き出す学習の成立に向け、創意工夫した学習指導を行います。
- ・いじめ防止のため、各学校は、国の基本方針、大分県基本方針、国東市基本方針を参考にして、どのようにいじめ防止の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「基本方針」として定め、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行います。
- ・インターネット上の誹謗中傷やいじめ、自画撮りによる被害、インターネット上の犯罪や違法・有害情報との関わり等の実態を踏まえ、ICT サポーターを活用した情報モラル教育を推進します。
- ・情報機器の長時間使用や依存状態の問題について、中学校区内での統一した取組や家庭と連携した取組を行います。
- ・「生徒指導主事・生活指導主任会」を開催し、国東市の指導方針や現状の共有を図ります。
- ・「大分県版人間関係づくりプログラム」等をもとに、学級の実態に応じた人間関係づくりの活動を実施し、よりよい集団づくりを進めていきます。

<早期発見・早期対応>

- ・あつたかハート1・2・3に沿った児童生徒の欠席時の対応をします。
- ・h y p e r - Q Uの結果から個人や集団の変化を見取り、情報を共有します。また、個に応じた対応及び学級の状況に応じた対応を図るとともに、組織的に学びに向かう集団づくりのための指導について工夫・改善を行います。
- ・各種アンケートやh y p e r - Q U、日常の様子等を注意深く見守り、児童生徒一人一人の変化を見逃さず、相談にはあたたかく受容的な態度で応じます。
- ・生活指導主任及び生徒指導主事が「教育相談コーディネーター」を兼ね、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域児童生徒支援コーディネーター等の専門スタッフや関係機関との連絡調整を行い効果的な活用につなげることで、教育相談体制の強化を図ります。
- ・市の教育相談窓口である教育支援センター「フレンドリーひろば」と連携を取り、保護者や児童生徒、教職員の相談に対応します。
- ・複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止対策のための組織を置き、いじめに対して、組織的・実効的な対応を図ります。
- ・携帯電話等の利用の問題に関しては、各学校において取扱いに関する基本的な指導方針を明示し、保護者への啓発を行うとともに連携を図りながら、適切に指導します。
- ・生徒指導推進委員会を月に2回以上開催し、いじめや不登校等の課題について組織的に取り組みます。
- ・スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な活用と教育支援センター「フレンドリーひろば」等の関係諸機関との連携を進め、すべての児童生徒が登校しやすい環境づくりに努めます。
- ・福祉課と連携し、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育（「S O S の出し方に関する教育」）の充実を図り、児童生徒自身が心の危機に気づき、身近な信頼できる大人に相談できる力を培います。

関係機関との連携

指 標	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
地域の先人の生き方、自然、伝統文化に関する題材や地域人材等を活用した道徳授業を行った学級の割合	98.6%	89.7%	100%	100%	100%
学校図書館を活用した授業を学期に1回以上実施した学級の割合	95.7%	95.8%	100%	100%	100%
読書量到達児童生徒の割合	71.3%	52.8%	70%	90%	100%
体験的参加型人権学習に取り組んだ児童生徒の割合	99.0%	93.3%	100%	100%	100%
学級の実態に合わせ人間関係づくりの活動を定期的に（原則週1回）実施し、よりよい集団づくりに取り組んでいる学級	100%	86.5%	100%	100%	100%
生徒指導推進委員会を月に2回以上開催し、いじめや不登校等の課題について組織的に取り組んでいる学校	100%	100%	100%	100%	100%

いじめの解消率（12月末）	70.9%	80.1%	90%	100%	100%
不登校児童生徒の割合 小学校 (12月末)	0.61% 2.86%	1.02% 3.07%	0.61% 2.86%	0% 0%	0% 0%

5 体力向上の推進

■ 健康の保持増進のための実践力を養う保健教育の推進

計画と実践

- ・健康に関する基本的な知識を教えるとともに、家庭との連携を図り、望ましい睡眠時間の確保や朝食の摂取など基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ・薬物や性に関する正しい知識を習得し、適切な意思決定や行動選択ができるよう、養護教諭と連携し、学級担任または保健体育科教員は児童生徒の発達段階に応じ、飲酒・喫煙を含む薬物乱用防止教育や性教育を充実します。

■ 歯と口の健康づくりを推進する実践

計画と実践

- ・「歯みがき指導」「食に関する指導」「フッ化物洗口」の三本柱で児童生徒のむし歯予防に取り組んでいきます。
- ・児童生徒の希望者にフッ化物洗口を行うことにより、むし歯予防に資するとともに、むし歯予防に向けての関心を高め、学校と家庭が連携し、生涯にわたって自分の歯をケアしていく児童生徒の育成を図ります。

■ 栄養教諭等を活用した食育の実践

計画と実践

- ・児童生徒が食に関する正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく力や望ましい食習慣を身につけることができるよう、教科の時間や給食指導などを通して家庭や地域と連携しながら学校教育活動全体を通じて食育を推進します。
- ・栄養教諭及び学校栄養職員と学級担任が連携し食に関する授業実践を行います。
- ・栄養教諭及び学校栄養職員を活用し、教職員自身が食育についての研修を深めます。

■ 学校・家庭・地域による継続した体力づくりの推進

体力テストの実施と活用・実践

- ・体力・運動能力等調査を実施し、その結果を分析して児童生徒の実態を把握するとともに、前年度の成果と課題や地域の特性を考慮した「体力向上プラン」を作成します。
- ・休み時間等を活用した体力向上の取組（1校1実践）を原則週3日以上実施するとともに、体育の授業の導入部分において体力アップチャレンジの時間を設定し、体力の向上を図ります。
- ・運動への愛好度を高めるため、一定の運動量を確保しながら「話し合い活動」「助け合い活動」と「充実感や達成感を実感できる振り返り活動」を取り入れ、運動が「あまり好きでない」「きらい」な児童生徒が主体的に取り組めるような運動や体育環境の工夫改善を行い、全員参加の楽しい体育授業を目指します。

人材活用

- ・体育主任会議（5月・2月）や体育専科教員や中学校体力向上推進校の公開授業に参加し、優れた実践をもとに学習を深め、校内の実践に生かします。
- ・部活動指導員や地域のスポーツ指導者を活用して、中学校の運動部活動の充実を図ります。
- ・小・中学生の家庭において、健康チャレンジや保護者等の取組を活用する等、保護者と連携して家庭での運動習慣の確立を図ります。
- ・保護者が送り迎えをしない自力登下校を促進します。
- ・地域のスポーツイベント等への積極的な参加を促進します。

運動習慣の確立

指 標	R 4 年度 実績	R 5 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
「歯みがき指導」「食に関する指導」を実施した学級の割合	100%	100%	100%	100%	100%
栄養教諭等を活用した食育に関する校内研修を実施した学校の割合	100%	100%	100%	100%	100%
体力・運動能力調査において、全国平均以上である調査項目の割合	58.3%	65.6%	72.2%	78.5%	86.1%
体力総合評価C以上が80%をこえる学年の割合	55.6%	55.6%	61.1%	66.6%	72.2%
運動好きな児童生徒の割合	60.1%	60.6%	62%	63%	64%
運動・スポーツをほとんどしない児童生徒の割合	4.3%	2.1%	1%	0%	0%
運動・スポーツを毎日（週3日以上）する児童生徒の割合	72.0%	81.4%	90%	100%	100%
1校1実践が全学年週3日以上できている（9割以上）の学校の割合	58.3%	75.0%	83.3%	90%	100%
体育授業での体力アップチャレンジができる（9割以上）学校の割合	58.3%	50.0%	75%	90%	100%
自力登校を行っている児童生徒の割合（バス通学生は自宅からバス停までの区間を対象とする）	93.0%	89.3%	100%	100%	100%

V 令和6年度 学校教育主要事業

1 主要事業一覧

指定別	事業・研究領域	学校名等	年次	備考
(1) 大分県	①「未来」を創る学力向上事業に係る授業力向上アドバイザーの配置	志成学園	1/1	継続 (R 2 事業)
	②「未来」を創る学力向上事業に係る小学校教科担任制専科教員の配置	国東小学校 安岐小学校	1/1	継続 (R 4 事業)
	③「未来」を創る学力向上事業に係る中学校英語教育推進校	国東中学校	1/1	新規 (R 6 事業)
	④「未来」を創る学力向上事業に係る小学校英語専科教員の配置	志成学園	1/1	新規 (R 6 事業)
	⑤体力アップおおいた推進事業に係る体育専科教員活用推進校	本務校 国見小学校 訪問校 全小学校 義務教育学校	1/1	継続 (H 2 8 事業)
	⑥体力アップおおいた推進事業に係る中学校体力向上推進校	安岐中学校	3/3	継続 (H 2 8 事業)
	⑦スクールカウンセラー配置事業	全中学校 全小学校 (連携配置) 義務教育学校	11/11	継続 (H 2 6 事業)
	⑧地域児童生徒支援コーディネーター配置事業	安岐中学校	2/2	継続 (H 3 1 事業)
	⑨人権の「授業づくり」推進事業	国東小学校 安岐中学校	1/1	新規 (R 6 事業)
(2) 国東市	①特別支援教育支援員配置事業	小学校 7 校 (21 人) 中学校 3 校 (8 人) 義務教育学校 (3 人) 【計 32 人】	17/17	継続 (H 19 事業)
	②学習支援教員配置事業	8 校	12/12	継続 (H 23 事業)
	③不登校支援・教育支援センター事業	フレンドリーひろば	19/19	継続 (H 18 事業)
	④国東市学力調査	全学校	16/16	継続 (H 19 事業)
	⑤G T E C (中学校英語 4 技能) 調査	全中学校 2・3 年生 義務教育学校 8・9 年生	6/6	継続 (H 31 事業)
	⑥外国語指導助手設置事業	市内 4 名 A L T 配置	15/15	継続 (H 20 事業)
	⑦人権教育推進事業	国東小学校 安岐中学校	1/1	継続 (H 23 事業)
	⑧コミュニティ・スクール推進事業	全学校	10/10	継続 (H 27 年度)
	⑨スクールソーシャルワーカー配置事業	拠点校 国見中 国東中	9/9	継続 (H 28 年度)

		安岐中 志成学園		
⑩外国語活動推進事業	教職員対象	6／6	継続(H30年度)	
⑪放課後英語学習事業（5、6年生）	志成学園	4／4	継続(R3年度)	
⑫放課後学習塾事業	安岐中学校 国見中学校 国東中学校 志成学園【拡充】	3／3 2／2 2／2 1／1	継続(R4年度)	
⑬I C T教育推進事業（第2期）	(研究指定校) 国東中 (共同研究校) 富来小・国東小	1／2	継続(R3年度)	
⑭部活動支援事業	全中学校 義務教育学校 (後期課程)	3／3	継続(R4年度)	
⑮教育の里づくり事業に係る宇宙関連学習	(指定校) 5校 国見小学校 富来小学校 小原小学校 旭日小学校 国見中学校	1／1	継続(R5年度)	
⑯幼児教育アドバイザー事業 (2名配置)	幼稚園 保育所・認定こども園	2／2	継続(R5年度)	
⑰キャリア教育充実事業	全小中学校 義務教育学校	6／6	継続(R1年度)	
⑱学力チャレンジアップ事業	全小中学校 義務教育学校	6／6	継続(R1年度)	

(1) 大分県教育委員会指定・助成事業

①「未来」を創る学力向上事業に係る授業力向上アドバイザーの配置

○趣旨

授業力・生徒指導力・学級経営力等を有する授業力向上アドバイザーを配置し、新採用2、3年目の教員に継続的な支援を行い、授業力の向上を図る。

○指定期間

令和6年度

○拠点校

志成学園

○研究内容

ア 拠点校における新採用2、3年目の教員について以下の支援を行う。

- ・授業参観
- ・模擬授業や模範授業（必要に応じて）
- ・指導案作成
- ・ステップアップ研修の校内研修と兼ねる（I…12時間以上、II…8時間以上）
- ・生徒指導上のアドバイス
- ・学級経営のアドバイス

イ 拠点校以外の新採用2、3年目の教員を定期的に訪問し、授業力・生徒指導力・学級経営力等の向上のため、アと同様の支援を行う。

ウ その他、授業力向上・学力向上につながる取り組みを行う。

②「未来」を創る学力向上事業に係る小学校教科担任制専科教員の配置

○趣旨

小学校高学年における教科担任制を推進するための専科教員を配置し、教科の専門性に基づいた学習指導の充実や学校の組織的・協力的な指導体制の構築等を推進する。

○指定期間

令和6年度

○研究内容

ア 教科の専門性の高い授業を行い、学力の向上及び学びに向かう力の向上を図る。

イ 授業を通して多くの教員が関わることにより、児童を多面的、多角的にとらえ、生徒指導の向上を図る。

ウ 教科担任制を行うことにより、中学校への円滑な接続を図る。

○指定校

国東小学校 安岐小学校

○研究発表

年1回の公開授業を行う。実践発表を行う。

③「未来」を創る学力向上事業に係る中学校英語教育推進校

○趣旨

中学校英語の指導教諭が配置されている学校を「中学校英語教育推進校」に指定し、生徒の英語力の向上と教員の確かな英語指導力の育成を図る。

○指定期間

令和6年度

○研究内容

ア 中学校英語指導力向上支援教員を1名配置する。

- イ 指導教諭は県教育委員会が年3回開催する「中学校英語指導力向上会議」に参加する。
- ウ 指導教諭は、効果的な指導の在り方を普及するため、学習指導案を作成するとともに、作成した学習指導案に基づいた実践授業を行う。
- エ 中学校英語指導力向上支援教員は、文部科学省が実施する「教師の英語力・指導力の向上のための実践的オンライン研修」に参加し、指導教諭と共に生徒の英語力の向上と教員の確かな英語指導力の育成を目指す。

④「未来」を創る学力向上事業に係る小学校英語専科教員の配置

○趣旨

市内に小学校英語専科教員を配置し、専門性の高い授業を実践していくことで、小学校外国語教育全体の授業力向上を図っていく。さらに、中学校の外国語教育との連携の在り方についても充実を図っていく。

○指定期間

令和6年度

○拠点校（兼務校）

志成学園（旭日小、安岐小、安岐中央小）

○研究内容

- ア 英語の授業の効果的な進め方、言語活動の充実等について研究し、校内及び域内の授業改善を推進する。
- イ 英語学習における1人1台端末の効果的な活用等について研究し、校内及び域内の授業改善を推進する。
- ウ 本務校又は兼務校において外国語活動及び外国語科の授業を行う。ただし、1単元は小学校英語専科教員の実践をもとに学級担任が授業を行う。

⑤体力アップおおいた推進事業に係る体育専科教員活用推進校

○趣旨

体力は、人として創造的な活動を行うために必要不可欠なものであるとともに気力の源でもあり、「生きる力」のきわめて重要な要素となるものである。そこで、体育専科教員を配置する小学校を指定して、体育環境の整備や体育授業の充実等をはかる。また、子どもの体力向上や望ましい生活習慣の確立を図るとともに、その成果を市内に普及する。

○指定期間

令和6年度

○指定校

国見小学校（訪問校：市内全小学校・義務教育学校）

○研究内容

- ア 県教育委員会及び市教育委員会と密接な連携を図り、指導・助言を受けて実践研究を行う。
- イ 体育専科教員を中心に全校で実践するものとし、実践形態や実践内容等については、地域の実態を踏まえ適切に判断する。
- ウ 校内の体育環境を整備するとともに、新学習指導要領に基づいた具体的な取組を行う。
- エ 体育の授業は、原則として体育専科教員（T2）と学級担任（T1）によるTT指導とする。体育専科教員（T2）は学級担任（T1）に対して授業力をはかるため、指導・助言を行う。
- オ 公開授業の実施や実践資料の提供、研修会等での実践報告など、体育主任会議やくにさき地

区体育部会等を通じて取組の成果を地域に広げるよう努める。

カ 体育専科教員は、市内小学校、義務教育学校を定期的に訪問し、指導助言を行う。

○研究発表

定められた様式に沿っての事業報告

⑥体力アップおおいた推進事業に係る中学校体力向上推進校

○趣旨

体力は、人として創造的な活動を行うために必要不可欠なものであるとともに気力の源でもあり、「生きる力」のきわめて重要な要素となるものである。そこで、体育推進教員を位置づける中学校を指定して、学校・家庭・地域が連携した取組等を行い、子どもの体力向上や望ましい生活習慣の確立を図るとともに、その成果を市内に普及する。

○指定期間

令和4～6年度

○指定校

安岐中学校

○研究内容

- ア 県教育委員会及び市教育委員会と密接な連携を図り、指導・助言を受けて実践研究を行う。
- イ 体育推進教員を中心に全校で実践するものとし、実践形態や実践内容等については、地域の実態を踏まえ適切に判断する。
- ウ 校内の体育環境を整備するとともに、新学習指導要領に基づいた具体的な取組を行う。
- エ 公開授業の実施や実践資料の提供、研修会等での実践報告など、体育主任会議やくにさき地区体育部会等を通じて取組の成果を地域に広げるよう努める。

○研究発表

定められた様式に沿っての事業報告

⑦スクールカウンセラー配置事業

○趣旨

児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者を学校に配置し、それらを活用する際の諸問題について調査研究を行う。

○指定期間

令和6年度

○スクールカウンセラー配置校

国見中+国見小	7 時間（小中連携配置）
---------	--------------

国東中+富来小+国東小+小原小+旭日小	14 時間（小中連携配置）
---------------------	---------------

志成学園	7 時間（S V配置）
------	-------------

安岐中+安岐小+安岐中央小	7 時間（小中連携配置）
---------------	--------------

*スーパーバイザーは市内S Cの指導的立場となる。

○研究内容

- ア 児童生徒の問題行動等の状況に応じた効果的なスクールカウンセラー等の活用方法を研究する。
- イ スクールカウンセラー等の効果的な生徒指導体制における位置付け、養護教諭等との役割分担、教職員との連携、教職員に対する助言・援助のあり方を研究する。
- ウ 保護者、学級担任に対する不登校児童生徒理解の仕方とその対応のあり方を研究す

る。

- エ 近隣の小学校と連絡を取りながら、相談活動の連携を深める。
オ 第1回（くにさき地区）スクールカウンセラー連絡協議会を「フレンドリーひろば」で実施する。

○研究発表

定められた様式に沿っての事業報告

⑧地域児童生徒支援コーディネーター配置事業

○趣旨

各学校の「教育相談コーディネーター」と連携し、組織的な取組を推進し、教育相談体制を充実させる。

○指定期間

令和6年度

○指定校

安岐中学校

○研究内容

- ア いじめ見逃しがゼロ・不登校ゼロの学校づくりを推進する。
イ 早期対応のための校内組織体制を構築する。
ウ 地域のいじめ・不登校早期把握・早期支援体制を構築する。
エ 効果的ないじめ等の未然防止や不登校対策を展開する。
オ 「人間関係づくりプログラム」の好事例を生徒指導主事・生活指導主任研修や学校訪問を通して共有する。

○研究発表

定められた様式に沿っての事業報告

⑨人権の「授業づくり」推進事業

○趣旨

県教育委員会が指定校に対して人権の「授業づくり」について重点支援を行うとともに、市教育委員会や各学校における研修支援を通して、小・中の系統的な学びを通じた人権問題の解決に向かう実践力の育成をめざす。

○指定期間

令和6年度

○指定校

国東小学校 安岐中学校 （※国東市人権教育推進事業と兼ねる）

○研究内容

- ア 各校年2回以上の校内教職員研修の支援（講師派遣）
イ 系統的な指導計画を作成するための情報交換の場の設定
ウ インターネット上の部落差別に関する授業の実施
エ 研究発表会（公開授業研究会）を行い、地域内の学校に研究成果を還流
オ 国東市人権教育主任会等の研修支援（講師派遣）
カ 校内研修や地区研究会への研修支援

(2) 国東市独自事業

①特別支援教育支援員配置事業

○趣旨

市教育委員会が、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等著しい困難さをかかえ、個別の支援を必要とする児童生徒の在籍する学校へ特別支援教育支援員を配置する。配置された学校は、効果的な支援方法についてのあり方を探る。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○特別支援教育支援員数

32名

○特別支援教育支援員配置校

国見小（4）	富来小（2）	国東小（3）	小原小（1）
旭日小（1）	安岐小（4）	安岐中央小（6）	
国見中（2）	国東中（2）	安岐中（4）	志成学園（3）

○事業内容

- ア 個別支援を必要とする学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の児童生徒が在籍する学校へ配置する。
- イ 特別支援教育支援員は、障がいによる困難を克服するため学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う。

②学習支援教員配置事業

○趣旨

原則1学級の人数が30人を超える学級及び学習指導等が困難な学校に教員免許を有する学習支援教員を配置し、効果的な指導法の調査研究を行う。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○学習支援教員数

9名

○学習支援教員配置校

国見小　国東小　小原小　旭日小　志成学園　安岐小　安岐中央小、国東中

○事業内容

学校の教員とともに少人数指導やTT指導等を行い、個に応じたきめ細かい指導支援をすることにより、児童生徒の学力向上を図る。

③不登校支援・教育支援センター事業

○趣旨

教育支援センターでは、市内の学校において、不登校状態等にある児童生徒の社会的自立をめざして、学習支援や教育相談、学校と関係機関と連携した支援を行う。

また、登校はするものの教室に入れず、別室で過ごす児童生徒に対して、教員と連携し、学習や学校生活等の支援を行う登校支援員を2名配置する。

〈教育支援センター〉

○指定期間

令和6年度

○開室日時

毎週月から金曜日

(9:00～16:00)

○スタッフ（3名）

教育相談員（副センター長） 実技指導員 臨床心理士

〈登校支援員〉

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○開室日

毎週火・水・木・金曜日

○登校支援員配置校

国見中 安岐中

④学力向上支援事業（国東市学力調査）

○趣旨

小・中学校及び義務教育学校の児童生徒一人ひとりの学力向上を図るため、学習指導要領に基づく学力状況調査を行い、児童生徒一人ひとりの学習定着度の把握を行う。さらに、一年間の指導のあり方を振り返り、今後の指導法の工夫改善にいかすとともに、児童生徒の学力向上に資する。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○事業内容

ア 学力診断テストの実施・分析

・対象：小学校・義務教育学校1学年～3学年（国語・算数）2教科

小学校・義務教育学校4学年～6学年（国語・算数・理科）3教科

中学校1学年～3学年（国語・社会・数学・理科・英語）5教科

義務教育学校7学年～9学年（国語・社会・数学・理科・英語）5教科

イ 実施：令和6年12月10日（火）予定

⑤G T E Cによる中学校英語4技能調査

○趣旨

「話す」「聞く」「書く」「読む」の4技能を測定できるG T E Cを行うことにより、今後の日常実践に資する。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○事業内容

中学2・3年生及び義務教育学校7・8年生を対象に、「話す」「聞く」「書く」「読む」の4技能を測定する。

⑥外国語指導助手設置事業

○趣旨

全小・中学校及び義務教育学校に対して外国語指導助手（A L T）を派遣することにより、英語教育及び国際理解教育の充実と国際交流の進展を図る。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○外国語指導助手配置人数

4名

○事業内容

- ア 中学校及び義務教育学校の英語授業において、担任とALTによるTT授業を行い、生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。
- イ 小学校及び義務教育学校の外国語活動においては、外国語に触れたり、外国の生活・文化に慣れ親しんだりするような音声中心の体験的な学習を行なう。
- ウ 小学校及び義務教育学校の外国語科においては、外国語活動の体験をもとに文字についての体験的な学習を行う。

⑦人権教育推進事業

○趣旨

自他ともに人権を尊重し、差別を見抜き、差別を許さず、差別と闘うことのできる知的理性和人権感覚をもち、自己実現と部落差別の問題をはじめとするあらゆる差別に向かって力強く生き抜く実践力のある人間育成をめざす。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごとに）

○指定校

国東小学校 安岐中学校

○研究内容

- ア 人権教育の校内推進体制づくり
- イ 「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕を基にした人権教育全体計画と年間指導計画を作成
- ウ 学校全体で取り組む人権教育の展開
- エ 人権教育（部落問題学習）にかかる公開授業の実施
- オ 国東市人権教育研究課題解決に向けて県教委作成「人権の『授業づくり』のすすめ方 VOL. 2」「おおいたの部落問題学習」冊子を活用

⑧コミュニティ・スクール推進事業

○趣旨

学校運営協議会を定期的に開催し、学校の教育目標（重点目標）達成のため、学校・家庭・地域が果たす役割を明確にしながら、一定の権限と責任（学校運営の基本方針の承認・学校運営に対する意見表明・教職員の任用に対する意見表明）を行使して学校運営に主体的に参画し、連携・協働した取組を進める。

○指定期間

令和6年度

○指定校

全小・中学校及び義務教育学校

○事業内容

- ア 先進校視察や学校・家庭・地域との課題・目標の共有
- イ 学校運営協議会の組織・運営体制づくり並びに役割分担の推進
- ウ 保護者や地域住民等の意向を適切に把握し、学校運営や教育活動に反映の推進
- エ 地域の人材やボランティア組織（地域学校協働本部を含む）等の効果的な活用や連携の推進
- オ 学校運営協議会の意義や普及・啓発の推進

○研究発表

定められた様式に沿っての事業報告

⑨スクールソーシャルワーカー配置事業

○趣旨

教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導・助言等を行うとともに、関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを実施する。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○スクールソーシャルワーカー配置人数

2名

○事業内容

ア いじめや不登校などの生徒指導上の諸問題の解決をめざして、教職員、児童生徒及びその保護者を対象に指導・助言等を行う。

イ 関係機関と連携し、家庭環境等への働きかけを行う。

⑩外国語活動推進事業

○趣旨

教職員のための英会話教室を開催し、教職員の英語力の向上を図るとともに、講師のALTとのつながりを深め、学校でのコミュニケーションをスムーズにする。

○指定期間

令和6年度（予算措置は年度ごと）

○事業内容

ア ALTによる教職員のための英会話教室（毎月2回 1時間程度）を実施する。

イ ALTによる小中学生のための英語教室（夏季休業中）を実施し、英語検定に向けた学習の場を提供する。

⑪放課後英語学習事業

○趣旨

水曜日の放課後に希望者を対象にして英語学習を行い、英語を使ったコミュニケーション能力の向上を図る。

○指定期間

令和6年度

○実施校

志成学園（5, 6年生）

○事業内容

ア 28回の放課後学習を通して、英語のコミュニケーション能力を中心とした英語力を高めていく。

イ 効果は年間2回以上実施するスピーチングテストの結果の変化により検証する

⑫放課後学習塾事業

○趣旨

水曜日の放課後等に中学3年生・義務教育学校9年生の希望者を対象にして学習塾のノウハウによる学習指導を実施し、一人ひとりの学力を高め、学習に対する意欲を高める。

○指定期間

令和6年度

○実施校

安岐中学校、国見中学校、国東中学校、志成学園

○事業内容

- ア 一人ひとりの課題に応じた30回の放課後学習を通して、地元高校をはじめ進学先の高校に学力を付けて送り出す。
- イ 標準コースと応用コースの2講座を実施する。
- ウ 数学と英語の2教科の学習を実施する。

⑬ICT教育推進事業（第2期）

○趣旨

GIGAスクール構想に伴うICT活用及びプログラミング教育の推進にあたり、モデル校（研究指定校）・共同研究校を定めて実践を行い、市内ICT教育の普及・促進に資する。

○指定期間

令和6～7年度

○指定校

研究指定校・・・国東中

共同研究校・・・富来小・国東小

○事業内容

	国東中	富来小	国東小
①全教科・領域における授業での活用	◎	◎	◎
②特別支援学級における活用	◎	○	○
③不登校児童生徒対策における活用	○	○	○
④学習者用デジタル教科書の活用	◎	◎	○
⑤プログラミング教育	○	○	◎
⑥ICTサポーターとの連携	○	○	○

ア 上記①～⑥の内容の◎を中心に、各学校で実践を行う。

イ 実践報告を毎年度末に提出し、市内各学校に還流する。

ウ 研究指定校は最終年度に校内研究を公開する。（要請訪問と兼ねるのも可）

エ ICTサポーターの支援を年12回受けることができる。

⑭部活動支援事業

○趣旨

生徒数の減少に伴い、団体競技に単独チームでは出場できず合同チームで出場する場合や個人競技であっても部員数3名以下の場合に、他校との合同練習の実施及び専門性の高い指導を受けられる体制づくりを行う。

中学校の教職員の働き方改革及び専門性の高い部活動指導を行うため、部活動指導員を配置し、教職員が授業準備や生徒と向き合う時間を確保する。

国東市部活動コーディネーターを配置し、地域連携・地域移行を進めていくために地域の指導者を確保する。

○指定期間

令和6年度

○事業内容

- ア 合同チームの出場及び少人数部活動の生徒が、合同練習を実施し、専門性のある指導者による指導の下で練習ができるようにするため、ジャンボタクシー等（各中学校間）を運行する。
- イ 部活動指導員（12名配置）は、学校の部活動方針に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動において、配置される中学校の校長の監督を受け、技術的な指導に従事することとし、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 実技指導 (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - (3) 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 (4) 用具・施設の点検・管理
 - (5) 部活動の管理運営（会計管理等） (6) 保護者等への連絡
 - (7) 年間・月別指導計画の作成
- ウ 地域の指導者を確保するため、地域の関係者と連携できる体制を整備する国東市部活動コーディネーターを配置する。

⑯教育の里づくり事業に係る宇宙関連学習

○趣旨

大分空港が「宇宙港」となったことや国東高校S P A C E コースが設置されたことから、宇宙に関する学習や講演などを通して、宇宙への関心や理解を高める。児童生徒が世界農業遺産や「宇宙港」など、地域について学習し、その成果を発表することを通して、ふるさと国東を愛する心情を育む。

○指定期間

令和6年度

○指定校 国見小学校 富来小学校 小原小学校 旭日小学校 国見中学校

○事業内容

- ア 指定校は「宇宙」を素材にした教育内容を教育課程に位置づけ、学習に取り組む。
- イ ゲストティーチャーによる授業や有識者による講演等を行う。
- ウ 学習の成果を「教育の里づくりの集い」で発表する。

⑰幼稚教育アドバイザー事業

○趣旨

子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもたちに対する幼稚教育の質の向上が求められる。小学校教育への円滑な接続に向けて、公私・施設類型を超えたきめ細やかな幼稚教育の推進のための国東市幼稚教育アドバイザー2名を配置する。

○指定期間

令和6年度

○事業内容

- ア 市内保育所・認定こども園を訪問し、アドバイスや助言を行う。
 - ・大分県幼稚教育スーパーバイザーが園訪問に同行する。
- イ 公立幼稚園には、市教委指導主事とともに訪問する。
- ウ 幼保小連絡協議会で実践事例等の発表を行う。

⑱キャリア教育充実事業

○趣旨

小・中学校および義務教育学校にキャリア教育の視点に立った外部人材を招聘し、児童・生徒保護者に対して講演会を実施することにより、勤労観・職業観を育成するとともに、見通しを持った進路選択や夢の実現のための意欲を喚起する。

○実施期間

令和6年度

○実施校

全小・中学校、義務教育学校

○事業内容

ア 各学校年1回の講演会を実施する。

イ 講演会後、参加児童生徒へのアンケートを実施する。

⑩学力チャレンジアップ事業

○趣旨

漢字検定・数学検定の受検機会の拡大により、小・中学生の漢字能力や実用算数（数学）技能の向上を図り、さらに実力を伸ばしたいという意欲を育む。また、実用英語技能検定の受検機会拡大により、英語力と学習意欲の向上を図る。

○実施期間

令和6年度

○事業内容

ア 漢字検定・数学検定・実用英語技能検定の受検を希望する児童に対して検定受検料を助成する。